右改正（同）裁決ス

理由

本件事故ハ被告人ノ業務上ノ過失ニ因ルモノナルコト前記ノ如クナルヲ以テ被告人ノ行為ハ刑法第二百十一条ニ該当スルヲ以テ所定刑中禁錮ト罰金トヲ併科スヘキモノトス

ニ付キ考フルニ本件ノ如キ場合ニ於テハ被害者ニ対スル賠償ハ民事ノ問題ニシテ刑事ノ関スル所ニアラス従テ被害者ニ対スル賠償ノ有無ハ刑ノ量定ニ影響ヲ及ホスヘキモノニアラス

仍テ主文ノ如ク判決ス

別記（一）

解雇者氏名

安田栄次郎　竹長竹生　股見教馬

竹長虎雄　目黒栄吉　大貫峯吉

井上藤太郎　石田豊吉　福田栄吉

鈴木秋馬

別記（二）

一、今般仕込ヲ一ヶ月五拾圓ニ制定セラレタシ。

二、稼高六拾圓ヲ越ヘサル時ハ下リ五差引カサル事

三、不時災害疾傷及公務施行等ニヨリ必要ナル時ハ相当額ノ賠償仕込ミヲ貸與セラレタシ。

四、送状積場ヨリ安全アリタル中ハ河岸通シヲ支給セラレタシ。尚三河岸以上ニ及ブ時ハ見計ヘ手当ヲ支給セラレタシ。

五、申歳未ニ入船夫ニ対シ半仕込ヲ貸與セラレタシ。